

約款の改定

■ 対象となるご契約

① がん保険（定期型）

お申込日が 2010 年 7 月 21 日～2020 年 2 月 29 日のご契約

② がん保険（終身型）

お申込日が 2010 年 7 月 21 日～2020 年 2 月 29 日のご契約

③ 医療保険（定期型） ※「がん特約」が付加されているご契約に限ります。

お申込日が 2008 年 4 月 7 日～2015 年 9 月 15 日のご契約

■ 改定日

2020 年 3 月 1 日

■ 改定内容

上記ご契約の給付金のお支払対象となる「上皮内新生物」の範囲を拡大いたします。2019 年 10 月 1 日以降に診断確定された「子宮頸（部）等の高度異形成」については、給付金のお支払対象となる「上皮内新生物」として取扱います。

※2019 年 10 月 1 日より前に診断確定された場合には、「上皮内新生物」としては取扱いません。

※「子宮頸（部）等の軽度異形成および中等度異形成」につきましては、「上皮内新生物」としては取扱いません。

対象となる 保険商品	① がん保険 (定期型)	② がん保険 (終身型)		③ 医療保険 (定期型)	
	主契約・各特約	主契約・右記 2 特約を除く各特約	女性がん特約	女性がん入院特約	がん特約
改定箇所	主契約の別表 1 (対象となる悪性新生物および上皮内 新生物 (「がん」))		別表 1 (対象となる悪性 新生物および上皮 内新生物 (「女性 特定のがん」))	別表 (対象となる悪性 新生物および上皮 内新生物 (「女性 特定のがん」))	別表 1 (対象となる悪性 新生物)

詳細につきましては、 次ページ以降を ご確認ください。	P2～3	P4～5	P6～7	P8～9
-----------------------------------	------	------	------	------

対象となる保険商品	改定箇所
・がん保険（定期型）の主契約・各特約 ・がん保険（終身型）の主契約・各特約（「女性がん特約」、「女性がん入院特約」を除く）	主契約の別表 1 （対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「がん」））

改定内容

※以下のとおり読み替えます。改定箇所は赤字下線部分です。

**別表 1： 対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「がん」）**

対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「がん」）とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

(I) 悪性新生物

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C 0 0 - C 1 4
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C 1 5 - C 2 6
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C 3 0 - C 3 9
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C 4 0 - C 4 1
皮膚の悪性黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C 4 3 - C 4 4
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C 4 5 - C 4 9
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C 5 0
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 5 1 - C 5 8
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 6 0 - C 6 3
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C 6 4 - C 6 8
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C 6 9 - C 7 2
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C 7 3 - C 7 5
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C 7 6 - C 8 0
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C 8 1 - C 9 6
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C 9 7
真正赤血球増加症<多血症>	D 4 5
骨髄異形成症候群	D 4 6
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D 4 7）のうち、	
・慢性骨髄増殖性疾患	D 4 7 . 1
・本態性（出血性）血小板血症	D 4 7 . 3
・骨髄線維症	D 4 7 . 4
・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D 4 7 . 5

(Ⅱ) 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード
上皮内新生物<腫瘍>	D00-D09
<u>子宮頸(部)の異形成(N87)のうち、高度子宮頸(部)の異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N87.2</u>
<u>膣のその他の非炎症性障害(N89)のうち、高度膣異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N89.2</u>
<u>外陰及び会陰のその他の非炎症性障害(N90)のうち、高度外陰異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N90.2</u>

(注) N87.2、N89.2、N90.2については、2019年10月1日以降に診断確定されたものに限り。

上記(Ⅰ)(Ⅱ)の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版におけるコードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は、「上皮内新生物」とみなします。

(注) 「Richard分類」でCIN3、VIN3、VAIN3に分類されている病変のうち、2019年10月1日以降に診断確定されたものについては、「上皮内新生物」とみなします。

対象となる保険商品	改定箇所
・女性がん特約 ※がん保険（終身型）の特約です。 ※2017年3月31日に販売停止しています。	別表1 （対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「女性特定のがん」））

改定内容

※以下のとおり読み替えます。改定箇所は赤字下線部分です。

**別表1：対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「女性特定のがん」）**

対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「女性特定のがん」）とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

(I) 悪性新生物

分類項目	基本分類コード
乳房の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u>	C50
外陰 <u>(部)</u> の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u>	C51
膣の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u>	C52
子宮 <u>頸部</u> の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u>	C53
子宮体部の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u>	C54
子宮の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u> 、部位不明	C55
卵巣の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u>	C56
その他 <u>及び</u> 部位不明の女性 <u>生殖器</u> の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u>	C57
胎盤の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u>	C58

(II) 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード
乳房の上皮内癌	D05
子宮 <u>頸</u> (部) の上皮内癌	D06
その他 <u>及び</u> 部位不明の <u>生殖器</u> の上皮内癌 (D07) のうち、	
・子宮内膜	D07.0
・外陰部	D07.1
・膣	D07.2
・その他 <u>及び</u> 部位不明の女性 <u>生殖器</u>	D07.3
<u>子宮頸 (部) の異形成 (N87) のうち、高度子宮頸 (部) の異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N87.2</u>
<u>膣のその他の非炎症性障害 (N89) のうち、高度膣異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N89.2</u>
<u>外陰及び会陰のその他の非炎症性障害 (N90) のうち、高度外陰異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N90.2</u>

(注) N87.2、N89.2、N90.2については、2019年10月1日以降に診断確定されたものに限ります。

上記（Ⅰ）（Ⅱ）の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版におけるコードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2・・・上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非浸襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は、「上皮内新生物」とみなします。

(注) 「Richard分類」でCIN3、VIN3、VAIN3に分類されている病変のうち、2019年10月1日以降に診断確定されたものについては、「上皮内新生物」とみなします。

対象となる保険商品	改定箇所
・女性がん入院特約 ※がん保険（終身型）の特約です。 ※2017年4月2日より販売開始しています。	別表 （対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「女性特定のがん」））

改定内容

※以下のとおり読み替えます。改定箇所は赤字下線部分です。

**別表：対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「女性特定のがん」）**

対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「女性特定のがん」）とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

（Ⅰ）悪性新生物

分類項目	基本分類コード
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
外陰（部）の悪性新生物＜腫瘍＞	C51
膣の悪性新生物＜腫瘍＞	C52
子宮頸部の悪性新生物＜腫瘍＞	C53
子宮体部の悪性新生物＜腫瘍＞	C54
子宮の悪性新生物＜腫瘍＞、部位不明	C55
卵巣の悪性新生物＜腫瘍＞	C56
その他及び部位不明の女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C57
胎盤の悪性新生物＜腫瘍＞	C58

（Ⅱ）上皮内新生物

分類項目	基本分類コード
乳房の上皮内癌	D05
子宮頸（部）の上皮内癌	D06
その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち、	
・子宮内膜	D07.0
・外陰部	D07.1
・膣	D07.2
・その他及び部位不明の女性生殖器	D07.3
<u>子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N87.2</u>
<u>膣のその他の非炎症性障害（N89）のうち、高度膣異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N89.2</u>
<u>外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、高度外陰異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N90.2</u>

（注）N87.2、N89.2、N90.2については、2019年10月1日以降に診断確定されたものに限ります。

上記（Ⅰ）（Ⅱ）の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版におけるコードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は、「上皮内新生物」とみなします。

(注) 「Richard分類」でCIN3、VIN3、VAIN3に分類されている病変のうち、2019年10月1日以降に診断確定されたものについては、「上皮内新生物」とみなします。

対象となる保険商品	改定箇所
・がん特約 ※「医療保険（定期型）」の特約です。 ※2015年9月15日に販売停止しております。	別表1 （対象となる悪性新生物）

改定内容

※以下のとおり読み替えます。改定箇所は赤字下線部分です。

**別表1：対象となる悪性新生物**

対象となる「悪性新生物」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00 <u>—</u> C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15 <u>—</u> C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30 <u>—</u> C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40 <u>—</u> C41
皮膚の悪性黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43 <u>—</u> C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45 <u>—</u> C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51 <u>—</u> C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60 <u>—</u> C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64 <u>—</u> C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69 <u>—</u> C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73 <u>—</u> C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76 <u>—</u> C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、 <u>原発と記載された又は推定されたもの</u>	C81 <u>—</u> C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47. 1
・本態性（出血性）血小板血症	D47. 3
・骨髄線維症	D47. 4
・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47. 5

<u>上皮内新生物</u>	
・ <u>上皮内新生物&lt;腫瘍&gt;</u>	D 0 0 _ D 0 9
・ <u>子宮頸（部）の異形成（N 8 7）のうち、高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N 8 7 . 2</u>
・ <u>膣のその他の非炎症性障害（N 8 9）のうち、高度膣異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N 8 9 . 2</u>
・ <u>外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N 9 0）のうち、高度外陰異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N 9 0 . 2</u>

(注) N 8 7 . 2、N 8 9 . 2、N 9 0 . 2については、2 0 1 9 年 1 0 月 1 日以降に診断確定されたものに限ります。

上記の分類項目中「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版におけるコードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／ 2・・・上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非浸襲性
／ 3・・・悪性、原発部位
／ 6・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／ 9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 国際対がん連合（U I C C）により発行された「T N M悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は、「上皮内新生物」とみなします。

(注) 「R i c h a r t分類」でC I N 3、V I N 3、V A I N 3に分類されている病変のうち、2 0 1 9 年 1 0 月 1 日以降に診断確定されたものについては、「上皮内新生物」とみなします。